

(借受生用) 令和2年度版

# 相模原市 看護師等修学資金案内

相模原市看護師等修学資金貸付制度を利用するにあたり、  
この案内を必ずお読みください。  
また、必要な時に読めるよう大切に保管してください。

相模原市 医療政策課

〒252-5277

相模原市中央区富士見6-1-1

電話：042-769-9230

メール：[iryouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:iryouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 目 次

連帯保証人になられる方へ  
おぼえ

相模原市看護師等修学資金貸付制度の概要	1
相模原市看護師等修学資金貸付条例	4
相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則	9
相模原市看護師等修学資金の貸付けを受けるにあたって(お願い)	16
相模原市看護師等修学資金貸付条例及び同施行規則に基づく提出書類一覧	17

### 【借受生が作成する提出書類】

様式1 修学資金貸付申請書	19
様式2 誓約書	20
様式3 修学資金借用証書	21
様式4 修学資金返還明細書	22
様式5 修学資金返還免除申請書	24
様式6 修学資金返還猶予申請書	25
様式7 修学資金返還猶予現況届	26
様式8 修学資金違約金減免申請書届	27
様式9 異動事項届	28
様式10 業務従事届	29
様式11 業務従事先変更等届	30

### 卒業後の手続きフロー図

#### 申請書等提出書類記入上の注意

黒または青のボールペン・万年筆等で記入してください。(消えるインク等は不可)

記入事項を訂正する際は、修正液等は使用せず、2本線で消して訂正印を押印してください。

漢字は、楷書で丁寧に書いてください。(略字等は使用しない)

本人、連帯保証人の氏名押印は、必ず本人が自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。(シャチハタは不可)

その他、記入例を参照の上、正確に記入してください。(記入例等は、書類作成の際に別途お渡しします。)

この文章は、連帯保証人をお願いする方にお渡しください。

### 連帯保証人になられる方へ

連帯保証人は、債務者とともに債務返済の責任を負うという重い責任があり、債権者からいついかなる場合に請求を受けても拒否できず、貸付を受けた方に代わって返還する義務があります。

また、連帯保証人一人ひとりが債務者と同等に債務の全額を保証しなければなりません。

連帯保証人をお引き受けいただく際には、必ず「相模原市看護師等修学資金貸付条例」等の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

相模原市看護師等修学資金貸付金は、相模原市内の医療施設等において看護師等の業務に従事していただく方を確保するための制度です。この貸付けを受けた場合、「相模原市看護師等修学資金貸付条例」および「相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則」の規定に従い、必要に応じて各種手続きをしていただきます。

貸付けを受けて、卒業後市内の医療施設等で3年間従事して返還が免除されるまで、少なくとも年1回以上は申請書や現況届などの書類を提出していただくこととなりますが、万が一申請書類の提出などに支障が生じた場合、連帯保証人の方へご連絡させていただくことがございますのでご了承ください。

相模原市健康福祉局保健衛生部  
医療政策課  
電話 042 ( 769 ) 9230



# お ぼ え

以下の内容は、今後の手続きの際にたびたび必要になります。貸付が決定したら、必ず記入しておきましょう。

修 学 資 金	借受生番号	相 -
	貸付金額	月額 円、合計 円
	貸付期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
	返還猶予期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
	免除予定年月	令和 年 月
	前借受生番号	(進学等により、2回目の貸付を受ける方のみ)
連 帯 保 証 人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
連 帯 保 証 人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

## 相模原市看護師等修学資金貸付制度の概要

対象者	看護師等の養成施設に在学する学生で、卒業後、 <u>相模原市内の医療施設等において引き続き3年以上看護業務に従事する意思を有する健康な人</u>				
貸付月額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">保健師、助産師、看護師養成課程在籍者</td> <td style="text-align: right;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>准看護師養成課程在籍者</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> </table>	保健師、助産師、看護師養成課程在籍者	20,000 円	准看護師養成課程在籍者	15,000 円
保健師、助産師、看護師養成課程在籍者	20,000 円				
准看護師養成課程在籍者	15,000 円				
利 子	無利子				
貸付期間	貸付けを決定した月から、養成施設を卒業する月まで				
休 止 及 び 廃 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休学したときは、復学するまで貸付けを休止します。</li> <li>・養成施設を退学又は退学処分を受けたとき、借受生であることを辞退したとき、借受生として適当でないと認められたとき等一定の事由が生じたときは、貸付けを廃止します。</li> </ul>				
返 還	<p>次の場合は、貸付けを受けた修学資金を返還しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他種（保健師、助産師、看護師）の養成施設への進学又は負傷、疾病など特別の事情がない場合で、 卒業後、一定期間内に看護師等の免許を取得しなかったとき 免許取得後、市内の医療施設等において引き続き3年間看護業務に従事しなかったとき</li> <li>・貸付けを廃止されたとき</li> </ul>				

返還猶予	<p>次の場合は、返還を猶予されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付け廃止後も引き続き在学しているとき</li> <li>・市内の医療施設等において看護業務に従事しているとき</li> <li>・卒業後、看護師等の試験に合格できなかった場合で、次年度の試験を再受験する意思があるとき（ただし、猶予の期間は卒業後2年を限度とします）</li> <li>・その他、返還が困難であると認められたとき</li> </ul>
返還免除	<p>全額</p> <p>次の場合は、修学資金の返還が免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設を卒業後、直ちに市内の医療施設等において看護業務に従事し、かつ、引き続き3年間当該業務に従事したとき</li> <li>・上記の期間内に死亡し、もしくは、負傷、疾病により、心身に障害を生じ業務を行えなくなったとき</li> </ul>
	<p>一部（一部返還）</p> <p>次の場合は、修学資金の返還が一部免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の医療施設等における業務従事期間が、3年未満の場合で、<u>貸付けを受けた期間以上看護職員の業務に従事したとき</u></li> <li>・被災、疾病等一定の事由により修学資金を返還することができないと認められるとき</li> </ul> <p>免除額の計算式</p> $\text{貸付額} \times \frac{\text{従事月数}}{\text{貸付月数} \times \frac{3}{2}} = \text{免除額}$ <p>計算例</p> $\begin{array}{l} 240,000 \text{ 円} \times \frac{24 \text{ か月}}{24 \text{ か月} \times \frac{3}{2}} \\ (20,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) \end{array} = 160,000 \text{ 円}$ <p>注意 小数点以下切り上げ 貸付期間が24か月に満たない場合は、24か月とする</p>
違約金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還すべき額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（その返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する違約金額を加算して徴収します</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸付けは、原則として3か月分ずつ口座振込により交付します</li><li>・借受けから返還猶予申請に至る間の諸手続きは、原則として養成施設の長を經由して行います</li><li>・返還猶予申請書及び返還免除申請書を期日までに提出しないときは、返還猶予及び返還免除が受けられなくなるので注意してください</li><li>・返還金は、返還事由発生の翌月から起算して、借受相当期間内に一括、月賦、1/4年賦、1/2年賦等の方法で返還します</li><li>・借受生が債務を履行できないときは、連帯保証人は債務を負担することとなります</li><li>・返還猶予期間中、年1回修学、就業等の状況を現況届により届けていただきます</li></ul>
-----	--



# 相模原市看護師等修学資金貸付条例

平成 5 年 3 月 30 日 条例第 12 号

## 改正

平成 6 年 3 月 30 日 条例第 7 号

平成 12 年 12 月 25 日 条例第 38 号

平成 14 年 3 月 27 日 条例第 7 号

平成 18 年 12 月 25 日 条例第 80 号

平成 25 年 10 月 1 日 条例第 36 号

# 相模原市看護師等修学資金貸付条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、将来市内において保健師、助産師、看護師等の業務に従事する有能な人材を育成するため、相模原市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって市民の保健医療の向上に資することを目的とする。

## (修学資金の貸付け)

第 2 条 市長は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 19 条から第 22 条までの規定により文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で次に掲げる条件を備えたものに修学資金を貸し付けることができる。

(1) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(2) 養成施設を卒業した後、市内において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事する意思を有すること。

2 前項の修学資金は、無利子とする。

## (借受生の選考)

第 3 条 市長は、選考によって修学資金の貸付けを受ける者（以下「借受生」という。）を決定する。

## (修学資金の額)

第 4 条 修学資金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第 19 条から第 21 条までの規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所に在学する者 月額 20,000 円

(2) 法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者 月額 15,000円

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、市長が定める月から当該養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第6条 市長は、借受生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付けを休止することができる。

(貸付けの廃止)

第7条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 借受生であることを辞退したとき。
- (2) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (3) 心身の故障のため、養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還義務)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、又は修学資金の貸付けを廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(債務の免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還期限が到来していない債務は免除する。

- (1) 養成施設を卒業した後、特別の事情がある場合を除き直ちに市内の病院、診療所その他の規則で定める医療施設等(以下「医療施設等」という。)において看護師等の業務に従事し、かつ、引き続き3年間当該業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する業務に従事する期間内において、死亡し、又は負傷若しくは疾病により

心身に障害が生じたため当該業務を行うことができなくなったとき。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより返還期限が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 養成施設を卒業した後、特別の事情がある場合を除き直ちに市内の医療施設等において看護師等の業務に従事し、かつ、引き続き貸付けを受けた期間以上当該業務に従事したとき（前項第1号に該当する場合を除く。）。

(2) 被災、疾病その他やむを得ない事情により修学資金を返還することができないと認められるとき（前項第2号に該当する場合を除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

（返還の猶予）

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 市内の医療施設等において看護師等の業務に従事しているとき。

(3) 進学、被災、疾病その他やむを得ない事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、修学資金を直ちに返還させることが適当でないと認められるとき。

（督促）

第11条 修学資金を返還期限までに返還しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例（平成24年相模原市条例第3号）の定めるところによる。

（違約金の徴収）

第12条 市長は、修学資金を返還期限までに返還しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、返還すべき額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（その返還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ

の全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

- 2 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金を返還期限までに返還しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。  
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 当分の間、第12条第1項に規定する違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則(平成6年3月30日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の相模原市看護婦等修学資金貸付条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成18年12月25日条例第80号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸付けを受ける者から適用し、同日前までに修学資金の貸付けを受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（以下「新延滞金徴収条例」という。）第3条第1項及び附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市奨学金条例（以下「新奨学金条例」という。）第14条第1項及び附則第2項の規定、第3条の規定による改正後の相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項及び附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例第12条第1項及び附則第2項の規定、第5条の規定による改正後の相模原市介護保険条例第12条（延滞金の割合に係る部分に限る。）の規定、第6条の規定による改正後の相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例第16条第1項及び附則第2項の規定、第8条の規定による改正後の相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例第13条第1項及び附則第2項の規定、第9条の規定による改正後の相模原市後期高齢者医療に関する条例第6条（延滞金の割合に係る部分に限る。）の規定、第10条の規定による改正後の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例第16条の2第1項及び附則第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の相模原市地域医療医師修学資金貸付条例第14条第1項及び附則第2項の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則

平成 5 年 3 月 30 日規則第 11 号

改正

平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号  
平成 13 年 11 月 1 日規則第 79 号  
平成 14 年 3 月 27 日規則第 16 号  
平成 16 年 7 月 30 日規則第 61 号  
平成 18 年 3 月 31 日規則第 108 号  
平成 19 年 1 月 26 日規則第 2 号  
平成 25 年 12 月 27 日規則第 113 号  
平成 26 年 10 月 1 日規則第 111 号  
平成 28 年 3 月 28 日規則第 14 号  
平成 30 年 3 月 30 日規則第 24 号

相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相模原市看護師等修学資金貸付条例（平成 5 年相模原市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第 2 条 相模原市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、市長が定める日までに、修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

( 1 ) 条例第 2 条第 1 項に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦状

( 2 ) 修学資金の貸付けを受けようとする者の住民票の写し

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選考結果の通知)

第 3 条 市長は、条例第 3 条の規定により修学資金の貸付けを受ける者（以下「借受生」という。）を決定したときは、前条の規定により修学資金貸付申請書を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。

(誓約書等)

第 4 条 借受生となった者は、市長が定める日までに、連帯保証人と連署した誓約

書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

( 1 ) 連帯保証人の印鑑登録証明書

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する期間内に誓約書を提出しない者は、借受生となることを辞退したものとみなす。

( 連帯保証人 )

第 5 条 連帯保証人は、成年の者 2 人とし、そのうち 1 人は、借受生となった者の親権者又はこれに類する者でなければならない。

2 借受生又は修学資金の貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

( 修学資金の交付 )

第 6 条 修学資金は、3 月分ずつその 3 月の最初の月に交付する。ただし、新規の借受生に係る第 1 回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

( 貸付けの休止 )

第 7 条 市長は、借受生が引き続き 1 月を超えて休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付けを休止するものとする。

( 返還の方法 )

第 8 条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、又は条例第 7 条の規定により修学資金の貸付けを廃止された日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）に相当する期間（条例第 10 条の規定により返還を猶予された期間があるときは貸付けを受けた期間に相当する期間に当該返還を猶予された期間を合算した期間）内に、貸付けを受けた修学資金を月賦、4 分の 1 年賦、半年賦等の方法により返還しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

( 一時返還 )

第 9 条 市長は、条例第 7 条の規定により修学資金の貸付けを廃止された者で前条に規定する方法により修学資金を返還させることが適当でないとするものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させるものとする。

( 修学資金借用証書等 )

第10条 借受生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた後、貸付けを受けた修学資金の全額について、市長が定める日までに、修学資金借用証書及び修学資金返還明細書を市長に提出しなければならない。

(返還の方法の変更)

第11条 修学資金返還明細書に記載した修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(医療施設等)

第12条 条例第9条第1項第1号の規則で定める医療施設等は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (3) 医療法第2条第1項に規定する助産所
- (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定を受けた訪問看護事業を行う事業所
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。)の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (8) 市の機関

(債務の免除の額)

第13条 条例第9条第2項の規定により免除することができる債務の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第9条第2項第1号に該当するとき。 条例第2条第1項第2号に規定する看護師等(以下「看護師等」という。)として業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が24月に満たないときは24月)の2分の3に相当する月数で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 条例第9条第2項第2号又は第3号に該当するとき。 返還できないと認める額



( 免除の申請 )

第14条 修学資金の貸付けを受けた者は、条例第9条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

( 猶予の申請等 )

第15条 条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 前項の規定により修学資金の返還の猶予の承認を受けた者は、当該猶予の承認を受けた事情が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

( 現況届 )

第16条 前条第2項の規定により修学資金の返還の猶予の承認を受けた者は、当該猶予の承認を受けた期間中、その修学、就業等の現況について、年1回修学資金返還猶予現況届により市長に届け出なければならない。

( 違約金の減免 )

第17条 条例第12条第3項の規定による違約金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 修学資金の貸付けを受けた者が災害又は盗難により被害を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束された場合において、返還することができない事情があると認められるとき。

(3) 修学資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けた者が納入通知書等の送達の実を全く知ることができない正当な理由があると認められるとき。

(5) 修学資金の貸付けを受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。

- (6) 修学資金の貸付けを受けた者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。
  - (7) 修学資金の貸付けを受けた者又はその者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
  - (8) 修学資金の貸付けを受けた者が失業等により無収入となり、将来その資力が回復する見込みがないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により違約金の減額又は免除を受けようとする者は、修学資金違約金減免申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該申請書又は当該添付すべき書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（届出義務）

第18条 借受生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、異動事項届により直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 借受生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
  - (2) 借受生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
  - (3) 借受生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
  - (4) 借受生が留年したとき。
- 2 借受生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書面を市長に提出しなければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受けた者は、新たに市内において看護師等の業務に従事したときは業務従事届を、業務従事先を変更し、又は看護師等の業務に従事しなくなったときは業務従事先変更等届をそれぞれ当該事情が生じた日から10日以内に市長に提出しなければならない。ただし、貸付けを受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。
- 4 第1項第1号及び第2項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

(書類の経由)

第19条 養成施設に在学している者は、この規則の規定による書類を市長に提出するときは、在学する養成施設の長を経由しなければならない。

(勤務期間の計算)

第20条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、看護師等として業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(様式)

第21条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第14号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月1日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成16年7月30日規則第61号)

1 この規則は、平成16年8月2日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の相模原市家庭保育福祉員に関する規則、相模原市医療費助成条例施行規則、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、相模原市営斎場条例施行規則、相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則、相模原市市営住宅条例施行規則、相模原市立男女共同参画推進センター条例施行規則、相模原市保健所及び保健センター条例施行規則、相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則、結核予防法の施行に関する規則、相模原市立児童クラブ条例施行規則、相模原市国民健康保険条例施行規則、結核児童療育給付に

関する規則、育成医療に関する規則、老人福祉法の施行に関する規則、児童福祉法の施行に関する規則及び母子及び寡婦福祉法の施行に関する規則の規定により定められた様式が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第108号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に相模原市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請した者から適用し、同日前までに修学資金の貸付けを申請した者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月26日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第113号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第111号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則(第10条及び第12条第7号を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後に相模原市看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを申請した者について適用し、同日前に修学資金の貸付けを申請した者については、なお従前の例による。

## 相模原市看護師等修学資金の貸付けを受けるにあたって（お願い）

相模原市看護師等修学資金の貸付けを受ける方は、次のことを確認してください。

- (1) この貸付制度は、相模原市内の看護師等の確保を目的とした制度です。また、貸付けを受けられるかどうかは選考の上で決定するため、希望された方全員が利用できるものではありません。貸付けを受ける方は、自覚を持って制度を利用し、やむを得ない事情がない限り、卒業後すぐに、引き続き3年間は市内で医療施設等に従事していただきますようお願いいたします。
- (2) この貸付けを受ける際には、連帯保証人を2名選任していただきます。原則として、1名は親権者、もう1名は別生計の親族の方をお願いしてください。  
連帯保証人は、請求を受けた場合、貸付けを受けた方に代わって返還する義務がありますので、必ず連帯保証人本人の承諾を得た上で選任してください。
- (3) この貸付けを受けますと、相模原市看護師等修学資金貸付条例および相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、必要に応じて各種手続きをしていただきます。  
貸付けを受けて、卒業後市内の医療施設等で3年間従事して返還が免除されるまで、少なくとも年1回以上は申請書や現況届などの書類を提出していただくこととなりますが、申請書類は期限までに速やかに提出するなど、支障が生じないようにしてください。

## 相模原市看護師等修学資金貸付条例及び同施行規則に基づく提出書類一覧

### 在 学 中

#### 1 必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類	書 式 (根拠法規)	提出書類を受けて 市から送付するもの
貸付けを申請するとき	修学資金貸付申請書	様式 1 (規則第 2 条)	選考結果通知書
	学校からの推薦状	任意 (規則第 2 条)	
	貸付申請者の住民票の写し	(規則第 2 条)	
貸付の決定を受けたとき	誓約書	様式 2 (規則第 4 条)	貸付決定通知書
	連帯保証人の 印鑑登録証明書	(規則第 4 条)	

#### 2 変更事項のある場合に提出するもの

事項	提出書類	書 式 (根拠法規)	提出書類を受けて 市から送付するもの
本人及び保証人の氏名・住所、保証人の勤務先等の変更があるとき	異動事項届	様式 9 (規則第 18 条)	なし
休学・復学・転学・留年したとき			
修学資金を辞退するとき	異動事項届	様式 9 (規則第 18 条)	辞退後直ちに返還する場合は納付書
	修学資金借用証書	様式 3 (規則第 10 条)	
	修学資金返還明細書	様式 4 (規則第 10 条)	
在学中返還猶予を希望するとき	返還猶予申請書 (在学証明書を添付)	様式 6 (規則第 15 条)	猶予通知書
退学・停学処分を受けたとき、又は借受生として不適当とされたとき	異動事項届	様式 9 (規則第 18 条)	納付書
	修学資金借用証書	様式 3 (規則第 10 条)	
	修学資金返還明細書	様式 4 (規則第 10 条)	
死亡したとき	死亡届(死亡診断書 又は除籍抄本を添付)	(規則第 18 条)	免除通知書
	修学資金借用証書	様式 3 (規則第 10 条)	
	修学資金返還免除申請書	様式 5 (規則第 14 条)	

## 卒業後

### 1 必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類	書式 (根拠法規)	提出書類を受けて 市から送付するもの
卒業するとき	修学資金借用証書	様式3 (規則第10条)	卒業後直ちに返還 する場合は納付書
	修学資金返還明細書	様式4 (規則第10条)	
市内の医療施設等において 看護業務に従事したとき	修学資金返還猶予申請書	様式6 (規則第15条)	猶予通知書
	業務従事届	様式10 (規則第18条)	
進学・被災・心身の故障等、 特別の事情により修学資金 の返還が困難であるとき	修学資金返還猶予申請書	様式6 (規則第15条)	猶予通知書
	在学証明書・診断書等の 証明書	各施設の様式 (規則第15条)	
返還猶予期間中、年1回	修学資金返還猶予現況届	様式7 (規則第16条)	なし
全額免除を申請するとき 市内において3年間看護業務 に従事したとき 死亡、疾病等により看護業務 に従事できなくなったと認め られるとき	修学資金返還免除申請書	様式5 (規則第14条)	免除通知書
	免除理由を証明する書類 (業務従事届又は診断書等)	様式10等 (規則第14条)	
一部免除を申請するとき 市内における看護業務従事期 間が3年未満で従事期間が貸 付期間以上のとき 被災、疾病等により返還がで きないと認められるとき	修学資金返還免除申請書	様式5 (規則第14条)	免除通知書 納付書
	業務従事先変更等届	様式11 (規則第18条)	
	免除理由を証明する書類 (業務従事届又は診断書等)	様式10等 (規則第14条)	
違約金の減額又は免除を受け るとき	修学資金違約金免除申請書	様式8 (規則第17条)	減免決定通知書

### 2 変更事項のある場合に提出するもの

事項	提出書類	書式 (根拠法規)	提出書類を受けて 市から送付するもの
本人及び保証人の氏名・住 所、保証人の勤務先の変更 があるとき	異動事項届	様式9 (規則第18条)	なし
勤務先を変更したとき	業務従事先変更等届	様式11 (規則第18条)	

## 修学資金貸付申請書

年 月 日

相模原市長 あて

養成施設名			
フリガナ			
氏 名	印	生年月日	年 月 日
入学年月	年 月	在 学 年	第 学年
前借受生番号	相		
借受生番号	相		貸付開始月 月

欄には記入しないでください。

私は、卒業後、相模原市内の医療施設等において看護師等の業務に従事する意思があり、相模原市看護師等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

住 所	〒			
電話番号	( )			
履 歴 (中学校から 記入して ください)	年 月	から	年 月	
			まで	
				中学校
	年 月	から	年 月	
			まで	
卒業後の 就業希望	第 1 希望			
	第 2 希望			

申 請 理 由

提出時に添付が必要な書類  
 学校からの推薦状  
 申請者本人の住民票の写し  
 個人番号(マイナンバー)不要

問合せ先 医療政策課  
 電話 042(769)9230



## 誓 約 書

年 月 日

相模原市長 殿

私は、借受生として相模原市看護師等修学資金貸付条例及び相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、「相模原市看護師等修学資金案内」記載の取扱いに従うことを誓約します。

氏 名 印  
\_\_\_\_\_

私は、上記借受生の連帯保証人として、同人に誓約のとおり履行させるとともに、借受生の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名 印  
\_\_\_\_\_  
借受生との関係  
\_\_\_\_\_  
生年月日  
\_\_\_\_\_  
住 所 〒  
\_\_\_\_\_  
電話番号 ( )  
\_\_\_\_\_  
勤務先名称  
\_\_\_\_\_  
〒  
勤務先所在地  
\_\_\_\_\_  
勤務先電話番号 ( )  
\_\_\_\_\_

連帯保証人 氏 名 印  
\_\_\_\_\_  
借受生との関係  
\_\_\_\_\_  
生年月日  
\_\_\_\_\_  
住 所 〒  
\_\_\_\_\_  
電話番号 ( )  
\_\_\_\_\_  
勤務先名称  
\_\_\_\_\_  
〒  
勤務先所在地  
\_\_\_\_\_  
勤務先電話番号 ( )  
\_\_\_\_\_

提出時に連帯保証人 2 名の印鑑登録証明書を添付してください。

収入印紙を貼付し本人及び連帯保証人の印で割印をする

## 修学資金借用証書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

借受生番号	相	
養成施設名		第 学年
住 所	〒	
電 話 番 号	( )	
フリガナ		
氏 名		印

私は、借受生として、次のとおり修学資金の貸付けを受けました。

この修学資金は、相模原市看護師等修学資金貸付条例及び相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、修学資金返還明細書のとおり返還します。

借 受 金 額	円					
借 受 期 間	年 月	から	年 月	まで	か月	
連帯保証人	住 所	〒				
	氏 名	印	本人との関係			
	電話番号	( )				
	勤 務 先	名 称				
		所在地				
電話番号	( )	内線				
連帯保証人	住 所	〒				
	氏 名	印	本人との関係			
	電話番号	( )				
	勤 務 先	名 称				
		所在地				
電話番号	( )	内線				

私は、上記借受生の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともに、借受生の債務（違約利息を含む）を連帯して負担します。

問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

様式4（規則第10条関係）

## 修学資金返還明細書

年 月 日

相模原市長 あて

借受生番号	相		
養成施設名			年 月
			卒業 卒業予定
卒業(退学)後の 住所及び 電話番号	〒		
	電話番号 ( )		
フリガナ			
氏 名	印		
借受期間及び 借受金額	年 月	から	年 月 まで 円
提出事由	卒業 廃止( 退学 辞退 その他( ))		
事由発生年月日	年	月	日
返還総額	円		
返還方法	月賦	1/4年賦	1/2年賦 一括
返還すべき額に 係る違約利息	正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.6%を乗じた額を違約金として支払います。		
1回の返還額	円		
返 還 期 間	年 月	~	返還回数 回
	年 月		
卒業(退学)後の 就業先又は進学先	名 称		
	所在地		
	電話番号 ( )		
市内就業期間	年 月	~	年 月 か月
返還免除額	円		

欄には記入しないでください。

問合せ先 医療政策課

電話 042(769)9230

\*裏面に連帯保証人確認欄があります。

連帯保証人確認欄

連帯保証人	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	( )
連帯保証人	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	( )

連帯保証人確認欄（変更後）

連帯保証人	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	( )

連帯保証人	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	( )

連帯保証人	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	( )

様式5（規則第14条関係）

## 修学資金返還免除申請書

年 月 日

相模原市長 あて

借受生番号	相	
住 所	〒	
電話番号	( )	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日

相模原市看護師等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受期間	年 月から	年 月まで	年 か月
所有免許	種類	番号	借受金額 円
	登録年月日	年 月 日	既返還額 円
借受生の時の 養成施設名			返還未済額 円
			返還免除申請額 円
返還猶予期間	年 月から	年 月まで	返還する額 円
申請理由	1 市内で看護職員の業務に従事      2 死亡 3 心身の故障                              4 その他( )		
理由発生 年月日	年 月 日	返還猶予期間内 の市内就業期間	か月
現在の就業先 又は 在学先	所在地		
	電話番号 ( )		内線( )
	名 称		
卒業後の 状況	期 間		就業先・進学先等
	年 月から	年 か月	
	年 月まで・現在		市内・市外
	年 月から	年 か月	
年 月まで・現在		市内・市外	
年 月から	年 か月		
年 月まで・現在		市内・市外	
備考			

問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

様式6（規則第15条関係）

## 修学資金返還猶予申請書

年 月 日

相模原市長 あて

借受生番号	相	
住 所	〒	
電話番号	( )	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日

相模原市看護師等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借 受 期 間	年 月から 年 月まで 年 か月		
所 有 免 許	種類 番号		
	登録年月日 年 月 日		
借受生の時の 養成施設名		借 受 金 額	円
		既 返 還 額	円
		返還未済額	円
返還猶予申請期間	年 月から 年 月まで 年 か月		
申 請 理 由	1 市内で看護職員の業務に従事    2 進学 3 心身の故障                            4 その他( )		
理由発生年月日	年 月 日		
現在の就業先 又は 在 学 先	所 在 地		
	電話番号 ( ) 内線( )		
	名 称		
卒業後の状況	期 間		就業先・進学先等
	年 月から	年 か月	
	年 月まで・現在		
	年 月から	年 か月	
年 月まで・現在			
年 月から	年 か月		
年 月まで・現在			
備考	添付書類（誓約書、診断書等）		

問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

## 修学資金返還猶予現況届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

次のとおり現況を届け出ます。

借受生番号	相 . . . . . - . . . . .
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	年 月 日
住 所	〒
電話番号	( )
借受生の時の 養成施設名	
現在の就業先 又は 在学先	所在地
	名 称
	電話番号 ( )

問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

# 修学資金違約金減免申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

申請者 住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称・代表者名)

相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則第17条の規定により、次のとおり申請します。

料(金)名

年	年	年	年	年
月	月分	月分	月分	月分
金 額	円	円	円	円
納 期 限	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
違約金の額	円	円	円	円
違約金減免申請額	円	円	円	円

年 度	年	年	年	年
期 別	月分	月分	月分	月分
金 額	円	円	円	円
納 期 限	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
違約金の額	円	円	円	円
違約金減免申請額	円	円	円	円

減免を受けようとする理由

理由欄は、できるだけ詳しく記載してください。  
事実を証する書類を添付してください。

備考 理由欄は、できるだけ詳しく記載してください。  
事実を証する書類を添付してください。



## 異 動 事 項 届

年 月 日

相模原市長 あて

借受生番号	相	
住 所	〒	
電話番号	( )	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日

次のとおり 借受生について 異動事項が生じたので届け出ます。  
連帯保証人について

異 動 事 項	住所・氏名・勤務先等 転学 停学 死亡 その他 ( )	休学 退学	復学 辞退
発生年月日	年 月 日		
<b>変 更 内 容</b>			
	新	旧	
フリガナ			
氏 名	印		
借受生との関係			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所	〒	〒	
電話番号	( )	( )	
勤 務 先	名 称		
	所在地		
	電話番号	( )	( )

(注) 異動事項を証明できる書類(写しも可)を添付してください。

連帯保証人を変更する場合は、別途必要書類がありますのでお問合せください。

問合せ先 医療政策課

電話 042(769)9230

# 業 務 従 事 届

年 月 日

相模原市長 あて

借受生番号	相								
住 所	〒								
電 話 番 号	( )								
フリガナ							生年月日		
氏 名							年	月	日

次のとおり看護師等の業務に従事したので届け出ます。

従 事 先	所 在 地								
	施 設 名	電話 ( )							
従事開始年月日 ～ 廃止（退職年月日）		年	月	日	～	年	月	日	
免 許	種 類								
	番 号	第			号				
	登録年月日	年	月	日					

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

従事先施設長



問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

## 業務従事先変更等届

年 月 日

相模原市長 あて

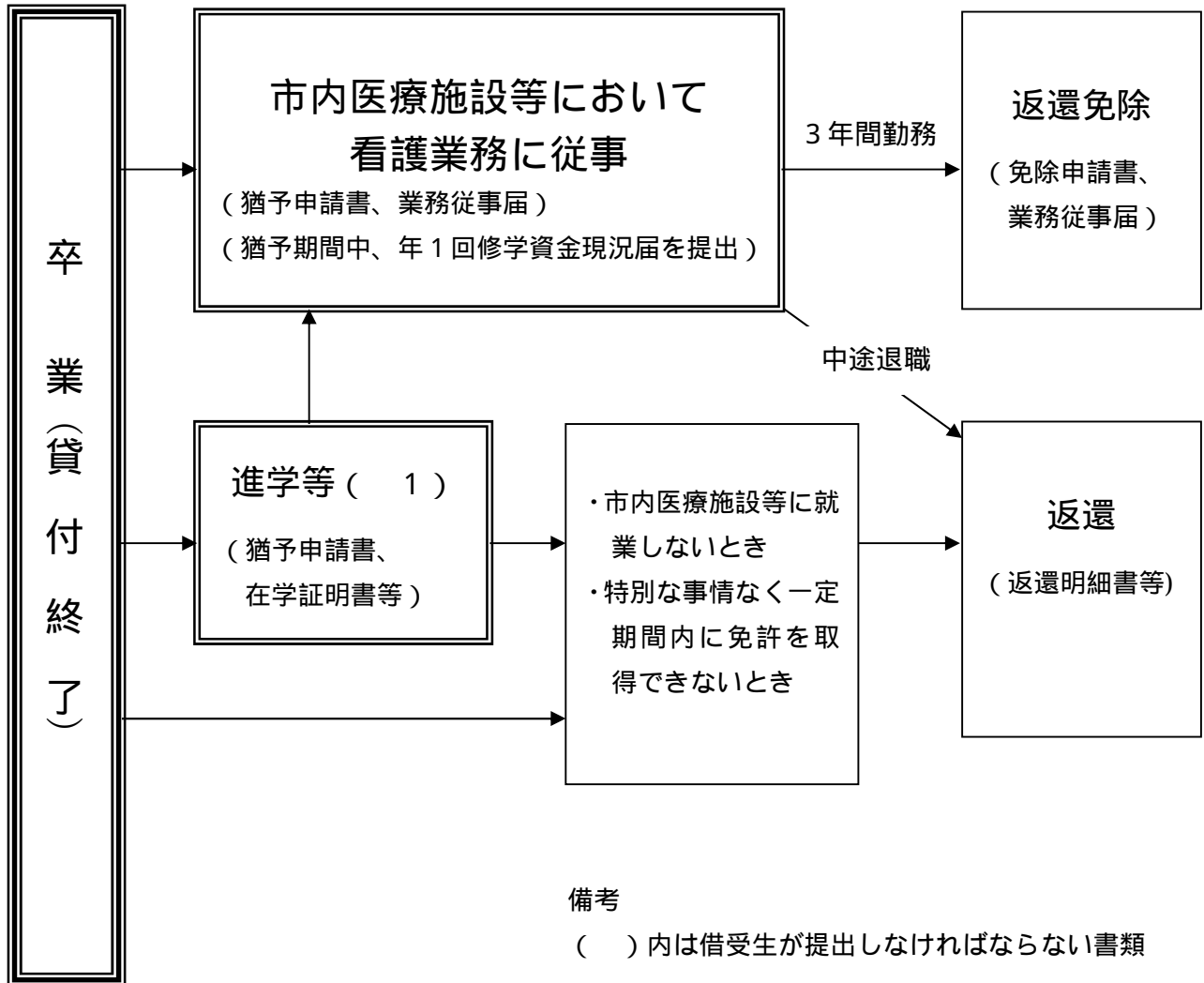
借受生番号	相	
住 所	〒	
電 話 番 号	( )	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日

次のとおり看護職員の業務従事先を変更したので届け出ます。  
業務を廃止

借受生の時の 養成施設名	所在地	
	名称	
新 業 務 先 従 事 先	所在地	
	名称	
	電話番号	( ) 内線
	業務の種類	
旧 業 務 先 従 事 先	所在地	
	名称	
	業務の種類	
変更(廃止)年月日		
廃止理由		

問合せ先 医療政策課  
電話 042(769)9230

## 養成施設卒業後の手続きフロー図



内の期間については返還猶予となります。

1の理由により返還の猶予を希望する場合には、必ず医療政策課まで御連絡ください。